地域公共交通計画と補助制度の連動化について

資料３

- 令和２年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画に国補助系統を位置づけることが補助要件化された。また、位置付けと併せて、計画の別紙として、年度毎の補助計画（補助系統の詳細等）を法定協議会において作成する必要がある。
- 経過措置期間が終了する令和７年事業年度（令和６年10月～令和７年９月）からは、補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない場合、補助対象外となる。
- 神戸市に関係する国補助系統として、現在、市域を跨ぐ地域間幹線系統補助路線が７路線と、フィーダー系統補助路線が１路線ある。
  ※フィーダー系統補助路線については、令和５年３月に地域公共交通計画に位置付け済み

①　地域間幹線系統補助路線の７路線を地域公共交通計画に位置付ける
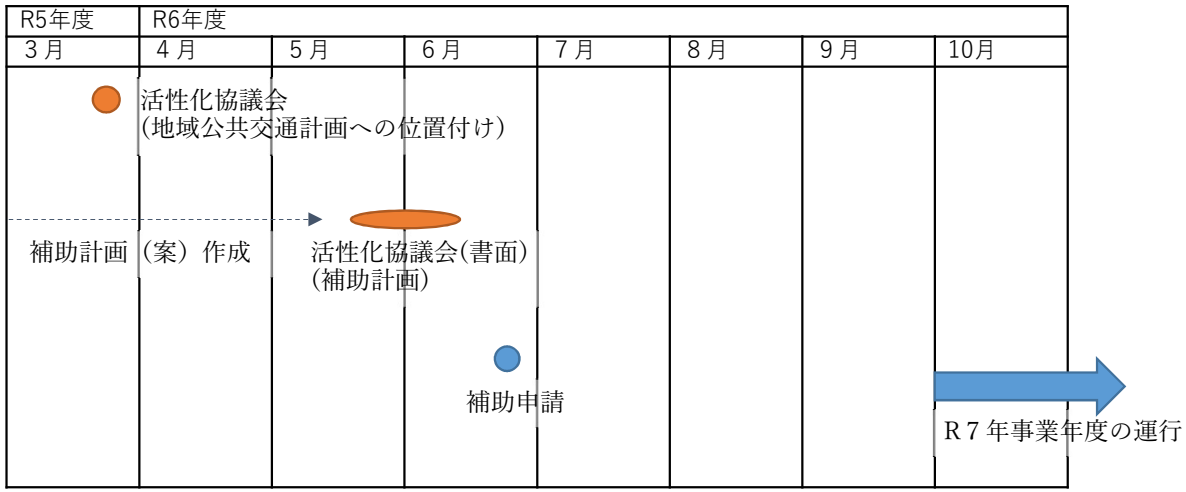
②　地域間幹線系統とフィーダー系統の年度毎の補助計画について、活性化協議会（５～６月に書面開催予定）で作成